

離職票がてきあがるまで

今回は
コジメな言ひです...

いつも お世話になっております ☺

今回は 皆様のお問合せも多い「離職票をお手元にお届けするまでに
要する期間

について ご案内させていただきます。
〈離職票〉とは、雇用保険に加入されている方が退職された際に
発行され、失業手当を受給される場合に必要となるものです。

そのため、従業員様は「出来るだけ早く欲しい!」とあらしやる方が多く、
当事務所でも〈雇用保険喪失〉は緊急な生のもっとも高い手売りのひとつです。
さて、手売りの流れとしては 以下の通りとなります。

- ① 雇用保険喪失届・離職票の作成
- ② 管轄のハローワークへ送付 (必ず速達で送っています!!)
... 退職日の翌日以降の提出となります。
- ③ ハローワークより 当事務所に返送
... 日付筆が正しく受理されているか、詳細を確認します。
(誤っている際は、ハローワーク宛に問合せをします)
- ④ 皆様のお手元へお届け



花火大会...
そこらへで
開かれていますね!
浴衣の女生を
よく見かけます。
スモですわね

◎ 最短で退職日の翌日に提出するためには...

☆ 退職月のタイムカード、もしくは出勤簿

を退職日の翌日午前中までにお送りいただく必要があります。

(※注! それまでにお預りしている資料が揃っているという前提です)

皆様とのご協力を宜しくお預り致します。